

## 後見支援預金特別約定

令和 1 年 1 2 月 3 0 日現在

### 半田信用金庫

後見支援預金は別に定める「普通預金規定」(以下、「規定」といいます。 )に定めるところに加えて、以下の特別約定(以下「特約」といいます。 )に定めるところにより取扱います。

#### 1 . ( 利用対象者 )

家庭裁判所が「指示書」を交付した者といたします。

#### 2 . ( 取扱店の限定 )

口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。

#### 3 . ( 取引の方法 )

すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

#### 4 . ( 取引の制限 )

原則、現金でのお支払いはできません。(被後見人名義の口座への振込・振替に限ります。 )

#### 5 . ( 自動支払い )

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

#### 6 . ( キャッシュカードの取扱い )

キャッシュカードは発行できません。

#### 7 . ( A T M 利用 )

A T M でのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

#### 8 . ( マル優の取扱い )

マル優の取扱いは出来ません。

#### 9 . ( 死亡時等の取扱い )

被後見人が死亡した場合や未成年後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き或いは口座解約手续等が必要となります。

#### 1 0 . ( 適用条項 )

( 1 ) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。

( 2 ) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。

( 3 ) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当庫と協議のうえ決定します。

#### 1 1 . ( 特約の変更 )

当金庫は、本特約の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害を生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

## 12 . ( 手数料 )

口座開設時に取扱手数料として10,000円 ( 税別 )、口座開設をした翌年度を初回とし、以降毎年度、口座管理手数料として3,000円 ( 税別 ) を徴求するものとします。 ( 尚、年度途中で口座解約の場合は、口座管理手数料は返却いたしません。 )

また手数料のお支払いは、後見支援預金手数料預金口座振替依頼書に記載された後見支援預金口座より引落させていただきます

## 13 . ( 準拠法・裁判管轄 )

この特約の準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合は、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上